施設設備基準別添付書類チェックリスト【登録申請】

野秸倉庫用〉

項目番号	添付 省略	省令					施設設備基準		添付書類	別添番号	備考						
										右欄の	□登録通知書の写し						
_	_	_			第4条 更登録		第3項の規定の適用を受ける場合 のみ)				口変更登録通知書の写し						
										か選択	口適合確認書の写し						
1	_	申請者が、そ の営業に使用 する倉庫及び その敷地につ							□登記簿謄本/抄 本を提出する場 合		不動産登記簿謄本/抄本						
		いて所有権そ の他の使用権 原を有するこ			口土均	□土地所有権を有する場合					□固定資産台帳謄本/抄本						
		と <規則第3条 の3第1項第			〈連用方針[3]2-4イ〉 ※使用権原取得前申請の場合は売買契約書の写し 等を提出させた上で、権原取得参渡やかに右の書			のいずれ	□登記簿謄本	右欄のい							
		1号>		()	類を提出	出することで差し支えないく運用方針 2 - 4 = なお書き>		か選択	C 40 1-70 D	ずれか選択	□納税証明書						
			ついて	ずれか	ずれか選						扒	□登記簿謄本/抄本を提出 できない理由書					
							賃借権を有する場合 〔3〕2−4□>			賃貸借契約書(写)							
					□公有不動産又は公有水面(土地) を使用する場合						□使用許可証						
									ロム有が動性スはム有が聞く上地がで使用する場合 <運用方針〔3〕2-4ハ>					いずれか選択	□使用許可証明書		
					_				□建築確認済証								
						<運用方針 ※倉庫の 気		庫完成前の登録申請の場合 ^{方針[3]2-4二>} <i>の完成後速やかに運用方針[3]2<u>-4</u>44の書類(下欄参照)を</i>				□建築見積書					
					提出する	3 <i>-</i>	とを条件に登録することとして差し支	えな	μ,	いずれか選択	□請負契約書						
					倉庫	倉庫			□登記簿謄本/抄 本を提出する場 合		不動産登記簿謄本/抄本						
			建	右欄の	完成後の		□建物所有権を有する場合	右欄			□固定資産台帳謄本/抄本						
			物につい	いずれか	登 録 申		<運用方針[3]2-4イ> ※使用権原取得前申請の場合は売買 契約書の写し等を提出させた上で、 権原取得後速やかに右の書類を提出	のいずれか	□登記簿謄本	右欄のいじ							
			τ		の場	右欄のいじ	することで差し支えないく運用方針 〔3〕 2 - 4 二なお書き>	か選択	/抄本を提出できない場合	れ か 選 択	_ 411 120 12 12 12						
						ずれか選択					口登記簿謄本/抄本を提出 できない理由書						
						坎	□建物賃借権を有する場合 <運用方針〔3〕2-4□>			賃貸借契約書(写)							
								□公有不動産を使用(建物)する場合		ろ提会	右欄のい	□使用許可証					
							□公有小勤座を関用(建物) <運用方針〔3〕2−4ハ>	y	·ひ勿口	ずれか選択	口使用許可証明書						

		(對槓														
項目 番号	添付 省略	省令	施設設備基準								添付書類	別添 番号	備考			
2		たります。 自と大建の他にいる 種の国土定等性のにいる では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			- 1	右	第17条第1項に定め	かる る設 寺す	设備、消防用水及び消火活動上必要な ┆; ├ることを要する。		消防用設備等検査済証(検 後直ちに)					
		<規則第3条 の3第2項>	築基準関	基準関	港湾法	うち該当するも	設定している地域に	こ設)当該分区の用途に適合していること	い	当該分区の用途に適合して ることを証する港湾管理者 発行する書類					
			規定	係規定	定 1 1	都市計	が 規定 都市計	の全てにマー	全てにマー	法第29条第1項又は築に際し開発許可を	は第を取	は、		□地方自治体の発行する許		
				:	法		<運用方針〔4〕2-	- 1	-	選	可通知書 (第一種低層住居専用地域から 第二種住居地域の場合)					
11		消則めよの設る延㎡㎡ くの9 防第るり消けこべ未と 規4号 を上消火らと面満み 則第2 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		□頚	建築	在	認を要する倉	車		□ 右欄のいずれかを	建築確認済証 完了検査済証 口消防用設備等検査済証(建築 (増築)後3年未満の場合) 口消防用設備等検査済証及び消 防用設備等点検結果報告書(建 策(増築)後3年以上の場合)					
						经确	認を要しない	右欄のいず	200㎡に1単位以上の消火器がある <消防法施行規則第6条第2項 >	右欄のいずれか選択	□消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面 (平面図に図示) □消防用設備等検査済証(建築 (増築)後3年未満の場合) □消防用設備等検査済証又は消防用設備等点検結果報告書(建 策(増築)後3年以上の場合)					
				倉庫				れか選択	□耐火建築物以外の場合: 100㎡に1単位以上の消火器がある <消防法施行規則第6条第1項	右欄のいずれか選択	□消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面(平面図に図示) □消防用設備等検査済証(建築(増築)後3年未満の場合) □消防用設備等検査済証又は消防用設備等点検結果報告書(建築(増築)後3年以上の場合)					

		1	_					〈野積紅]	1
項目 番号	添付 省略	省 令			施設	設	備基準	添付書類	別添 番号	備考
				有設く 口口つを	、かつ、容易に破壊できなけられている眞用方針〔4〕5-3>世の建物の敷地内に倉庫を設置一口格子 □鉄条網)である	けっ有が	網)であって高さ1.5m以上の高さを 強度を有する遮蔽物が倉庫の周囲に る場合で、当該建物周囲に(口塀 て高さ1.5m以上の高さを有し、か する遮蔽物を設けており、倉庫位置 とられている	□倉庫の配置図 □左欄の内容が明示された図面 □倉庫の配置図 □倉庫の配置図 □左欄の内容が明示された図面		
			右欄の		水面に面していない			□倉庫の配置図	+	
			のいずれかを選択	あ		: , :	最高水面から1.5m以上の岸壁が	□倉庫の配置図 □左欄の内容が明示された図面		
15	_	国土交通大臣 の定める防犯 上有効な設備 を有している こと					□照明装置の仕様書(照明設 備表)			
		〈規則第3条 の7第2項第 3号・第3条 の8第2項第 3号〉	右欄の	照明装置		半径	の照明方法により倉庫の周囲の :1mの領域の1.5mの高さの部分で がある	口照明装置の位置が確認できる書類(1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの)		
		★野積倉庫が他の 種類の倉庫、関連 会社の工場の敷地 内等に設けられて	いずれか					□照度の測定結果等を証する 書類 (測定結果の写真等)		
		おり、はないのでは、当該介はおいている。といいている。といいている。といいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、はいいのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	選択	警備体制	□警備業法第2条第5 項に定める警備業務用 機械装置の設置その他 これと同等の警備体制	右欄のいずれか選択	□警備業務用機械装置を設置している □宿直などを警備会社に委託してい	□警備契約書		
		の照度が恒常的に 確保できると認め られる場合を含む	,		を有していなければならない <運用方針[4]2-11ロ>		□24時間自社警備を行っている	口警備状況説明書	<u> </u>	
16		建物屋上を倉合は、当該強度 は、当該強度 の床の強が所の (3,900N/㎡交 上)が国土定 通大臣の定め	屋上床の強度	りし		上	検査機関の行った検査等によ の積載荷重に耐えられる強度有	□建築士事務所が作成した 構造計算書その他の書類 □検査機関が作成した構造 計算書その他の書類		
! ! ! ! !		る基準に適合 しているともに、保管する物品が屋上			□周囲に防護ネットを展張 〈運用方針〔4〕5 - 5 ロ>	ŧL	てある	択		
! ! ! ! !		から落下する ことを防ぐ措 置が講じられ ていること		右欄の	□ラックを使用して貨物を 〈運用方針〔4〕5 - 5 ロ但			ロラックの配置状況及びその構造 の概要を記載したもの(平面図に 図示)	 	
! ! ! ! !		<規則第3条 の7第2項第 4号>	防護措置	ずれか	□外壁から離れた場所(外を配置してしている <運用方針[4]5-5ロ但		から貨物の高さと同じ距離)に貨物 き>	口貨物の配置場所が明示された図面 (平面図に図示)		
				を選択	ロキャックラック、東ックロ	そ(から見て一定の高さ以上に積まれる D高さまでの部分が2,500N/㎡の荷重 き>	口貨物の配置場所が明示された図面 (断面図に図示) 口はいつけ高さ部分について運用方針 [4] 2-3イ(1)に準じた書類		

- (注 1) 矩計図等とは、倉庫の構造材の材質、防火・防水措置の有無等の構造の詳細を表示した矩計図、断面詳細図その他の書類をいう。なお、運用方針(3)2-5ロなお書きにより、規則第2条第2項第1号ニの倉庫の平面図、立面図及び断面図において構造の詳細が表示されている場合にあっては、矩計図等の提出を要しない。
- (注 2) 建具表等とは、建具の位置及び建具の材質、開口部に講じられた防犯措置、防火戸の有無等の構造の詳細を表示した建具表、建具キーブランその他の書類をいう。なお、 運用方針(3)2~5ハなお書きにより、規則第2条第2項第1号ニの倉庫の平面図、立面図及び断面図において建具の詳細が表示されている場合にあっては、建具表等の 提出を要しない。
- (注 3) 倉庫の配置図については、規則第2条第2項第1号ホにより添付が義務付けられている。なお、倉庫の配置図にあっては、縮尺を原則1/300~1/1,200とし、倉庫、事務所、労務員詰所、消火栓、外灯、警報機、排水溝等敷地内にある全ての施設及び設備を記載する他、敷地周辺にある全ての建物その他道路、河川、橋梁等についても併せて記載してあることを要する。